

大府羽根山地区計画 “丘の上の快適な街づくり”

地区計画の目標

居住環境の悪化を未然に防止し、良好で快適な住宅地としての市街地を形成することを目的とします。

土地利用の方針

緑の環境や眺望に優れた、良好な低層住宅地を計画します。

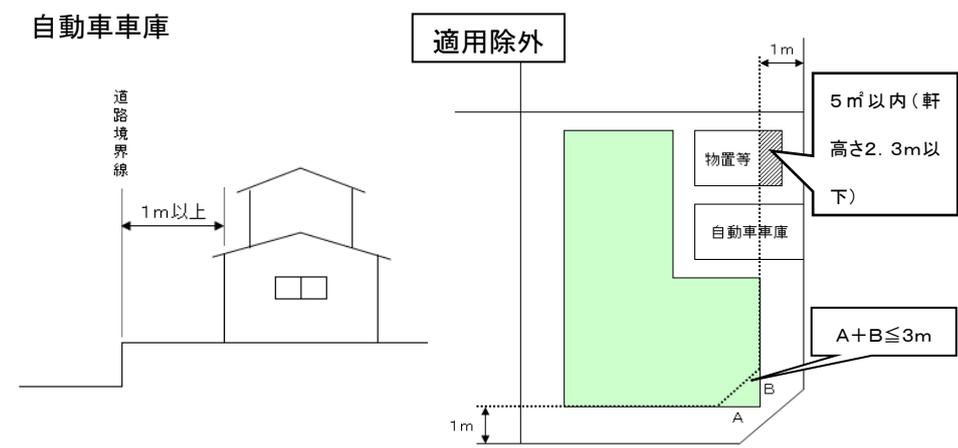
また、地区に計画されている公園や緑地の外周は、緑の創出、景観の向上といった観点から、緑化を推進します。

地区整備計画の内容

建築物の用途の制限等

面積		約 7.9 ha
(用途地域、建蔽率/容積率)		(第一種中高層住居専用地域、60/200)
地区整備計画	建築物等に関する事項	<p>建築物等の用途の制限</p> <p>次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅 2 住宅で延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第130条の3各号のいずれかに掲げる用途を兼ねるもの(これらの用途に供する部分の床面積の合計が50㎡を超えるものを除く) 3 共同住宅、寄宿舍、下宿 4 学校(大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く)、図書館その他これらに類するもの 5 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 6 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの 7 診療所 8 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4で定める公益上必要なもの 9 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 10 自動車車庫(建築物の延べ面積が300㎡以内で2階建て以下のもの) 11 店舗、飲食店その他これらに類するもののうち令第130条の5の3で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が150㎡以内のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。) 12 前各号の建築物に附属するもの(令第130条の5で定めるものを除く。自動車車庫は建築物の延べ床面積の2分の1以下のもの。)

※ 上記の表の()は用途地域による制限

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の高さの最高限度	12m 
	壁面の位置の制限	<p>道路境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離は1m以上とする。</p> <p>ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下の建築物又は建築物の部分 2 物置その他これらに類する用途（自動車車庫を除く）に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ床面積の合計が5㎡以内の建築物又は建築物の部分 3 自動車車庫 	
	建築物の形態又は意匠の制限	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物の外壁の色彩は、良好な住宅環境にふさわしい落ち着いたものとする。 2 屋外広告物は自己の用途に供するもので、その表示面積が5㎡（同一敷地内に2以上ある場合はその合計）以内のもののみとする。 	
	かき又はさくの構造の制限	<p>道路、公園又は緑地に面する側にかき又はさくを設置する場合は、生垣若しくはフェンス、鉄さく等とし、景観及び防災性に配慮したものとする。</p> <p>生垣の設置につきましては、「まちかど緑化推進事業補助制度」により、一定の基準を満たす生垣の設置には最高10万円（ブロック塀の取り壊しを含む場合は最高16万円）を限度として、設置費用を助成する制度がありますのでご利用ください。詳しくは水緑公園課（☎0562-45-6236）までお問合せください。</p>	

問い合わせ先

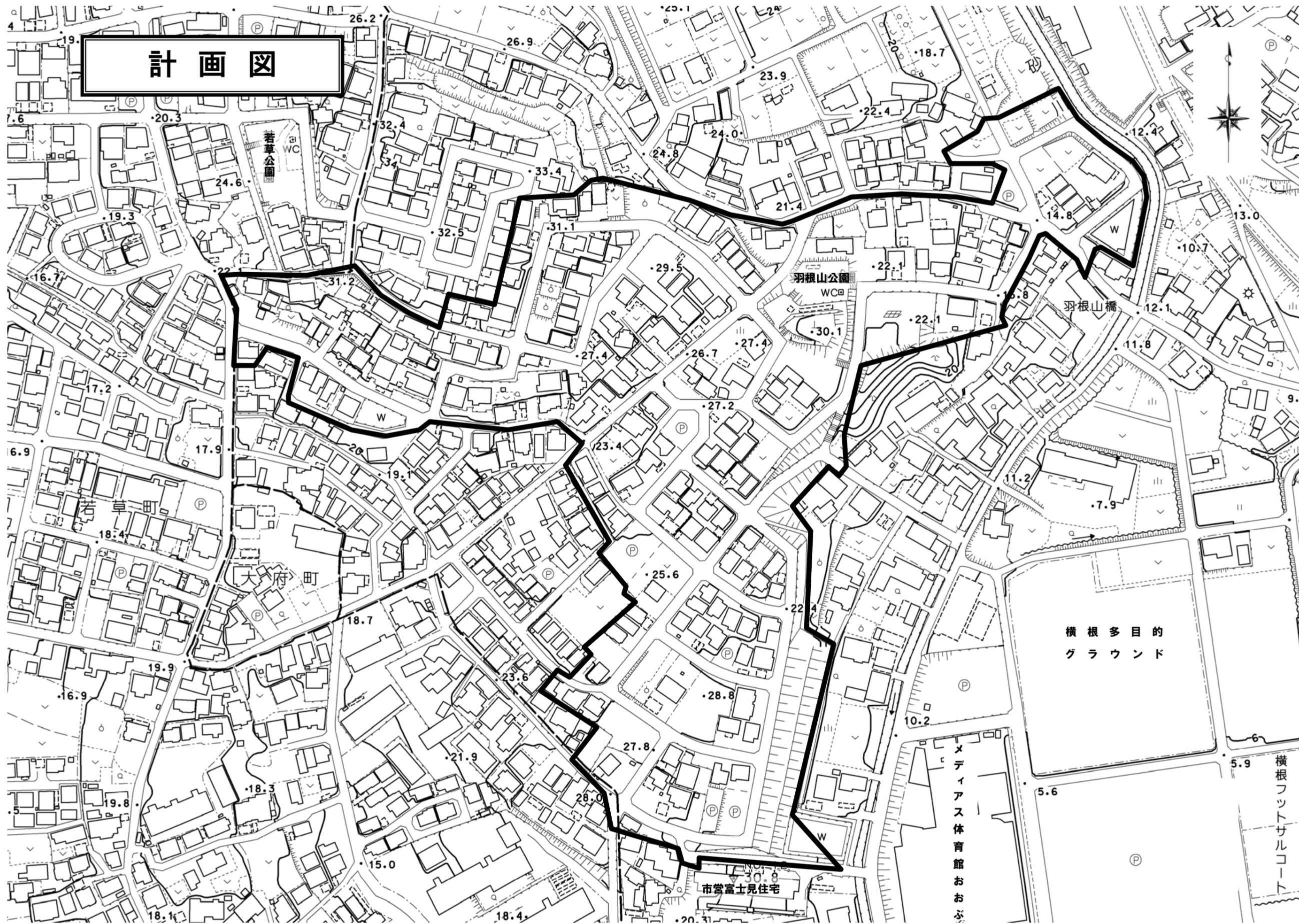
○地区計画の届出に関する相談・提出先

大府市役所 都市政策課 建築指導係（市役所4階） ☎0562-45-6314

○地区計画、用途地域等の指定・照会、都市計画図の販売

大府市役所 都市政策課 計画地域交通係（市役所4階） ☎0562-45-6221

計画図



若草公園
WC

羽根山公園
WC

大府町

市営富士見住宅

メディアス体育館おおぶ

横根多目的
グラウンド

横根フットサルコート